

(平成22年11月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	7 件

兵庫国民年金 事案 1940

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年7月から59年3月までの期間並びに60年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月から49年8月まで
② 昭和55年8月から58年3月まで
③ 昭和58年7月から59年3月まで
④ 昭和60年2月及び同年3月

私は、婚姻前は、母が国民年金の保険料を納付してくれていたと聞いていた。また、私は、昭和49年4月か同年7月ごろに、A市役所で私自身と夫の国民年金の加入手続を行い、私が夫婦二人分の保険料をA市役所、B市役所、郵便局、銀行で納付したのに未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、オンライン記録によると、当該期間前の昭和58年4月及び同年5月の国民年金保険料は59年5月4日に納付し、当該期間直後の昭和59年度と同保険料を申立期間④を除き、定期的に現年度納付していることが確認できることから、申立人はこのころから納付を開始した状況がうかがえる。

また、申立期間③の直前の昭和58年6月の国民年金保険料は時効期日の60年7月31日に過年度納付していることが確認できることから、当該期間に係る過年度納付書を所持していたものと推認され、上記納付の状況を踏まえると、当該期間の国民年金保険料を納付していないのは不自然である。

さらに、申立期間④については、オンライン記録によると、前後の期間の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できることから、2か月と短期

間の国民年金保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①については、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、昭和49年8月1日に発行されていることが確認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されていることが確認でき、その前後の国民年金被保険者番号の任意加入被保険者の記録から、同日に、申立人及びその夫が国民年金の加入手続を行ったものと推認されることから、同日時点では、申立期間①のうち、44年10月から47年6月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付することができなかつたことがうかがえる。

また、申立人は、C市で同居していた申立人の母が、申立人の申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、戸籍謄本によると、申立人は、昭和47年12月*日に婚姻し、姓を変更しており、その附票によると、同年11月11日からA市に住民票があることが確認できるところ、申立人に対して、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、オンライン記録によると、申立人の夫は、49年4月から国民年金保険料を納付していることが確認できるが、申立人は、さかのぼって同保険料を納付したことは無いとしている。

さらに、申立期間②については、i)申立人及びその夫の住民票並びに申立人の夫の国民年金被保険者台帳(特殊台帳)を見ると、昭和52年6月20日に、A市からB市に転入していることが確認できるが、申立人の同被保険者台帳及び申立人の上記国民年金手帳を見ると、住民票の転入日ではなく、59年1月12日に、A市からB市に住所変更手続を行っていることが確認できること、ii)申立人に係る同市の収滞納一覧表によると、申立期間②は、「転入月前」と記録されていることが確認できる上、同市の収納記録リストによると、申立期間②の直後の58年4月及び同年5月について、申立人は、59年5月4日に納付していることが確認できるところ、申立人の夫は、同期間の保険料を58年5月30日に納付していることが確認できるなど、夫婦同一の納付状況がうかがえないことから、申立人は、55年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失してから、59年1月12日まで国民年金の加入手続を行っていなかつたものと推認できる。

加えて、申立人が、申立期間①及び②について、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年7月から59年3月までの期間並びに60年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成12年1月1日から18年2月1日までの間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額を、12年1月から同年3月までは24万円、同年4月は22万円、同年5月から18年1月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、平成16年12月28日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を27万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年1月1日から18年2月1日まで
② 平成16年12月28日

私は、平成6年11月1日にA社B工場にC職として入社し、18年1月末に退職するまでの間、継続して勤務していた。12年1月から18年1月までの標準報酬月額及び16年12月の標準賞与額が、控除されている厚生年金保険料から算定される額より低くされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料及

び申立人の報酬月額又は賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であり、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、事業所が保管する給与支払明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額又は報酬月額により、平成12年1月から同年3月までは24万円、同年4月は22万円、同年5月から18年1月までは24万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、適切に届出を行っていなかったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②については、申立人が所持する賞与支払明細書及び事業所が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間②において、その主張する標準賞与額（27万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間②に係る賞与支払届を提出していなかったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（19万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 9 月 1 日から 16 年 2 月 1 日まで

ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況の一覧によると、申立期間の標準報酬月額は17万円、保険料納付額は1万1,543円となっているが、A社の給与明細書では、厚生年金保険料控除額が1万2,901円となっている。調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与支払明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（19万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所から提供を受けた健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及び同資格喪失確認通知書において、申立期間の標準報酬月額は17万円と記載されていることから、事業主が17万円を報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和29年8月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年8月10日から30年3月1日まで

私は、昭和26年4月1日から32年2月24日までA社で継続して勤務していたが、年金記録では、同社D支店から同社C支店に異動した直後の29年8月10日から30年3月1日までの7か月間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった「異動記録」及び元同僚の証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和29年8月10日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る昭和30年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年10月31日から55年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を55年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月31日から55年2月まで

A社に昭和53年4月から55年2月まで勤務していたにもかかわらず、途中の54年10月までしか厚生年金保険の記録が無い。給与明細書を所持しており、給与から厚生年金保険料も控除されているので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和53年4月から55年2月までA社で勤務していた。」と主張しているところ、申立人の所持する給与明細書及び元同僚の証言から、申立人が同社に継続して勤務していたことは推認できる。

また、申立人が所持する給与明細書から、申立人は、申立期間のうち、昭和54年10月31日から55年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人が所持する昭和54年11月から55年1月までの給与明細書から、9万2,000円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 55 年 1 月 1 日から同年 2 月までの期間については、申立人が所持する給与明細書から、同社では厚生年金保険料の給与からの控除は翌月控除であったことがうかがえるところ、同年 2 月の給与明細書によると、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時、給与計算及び社会保険の事務手続を行っていたとする元事業主も「当時の資料を保管していない。」と回答している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成元年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月1日から同年11月1日まで

私は、昭和44年4月1日にB社に入社し、現在も継続して勤務しているが、当時出向していたA社からC社（現在は、D社）に異動となった際の記録が平成元年10月1日に資格喪失、同年11月1日に資格取得とされ、厚生年金保険被保険者記録が1か月欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

D社が保管する職員原簿及び社員名簿並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間についてA社において継続して勤務し（平成元年11月1日に同社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る平成元年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、当時の事業主の連絡先が不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いこと

から、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和23年2月22日、資格喪失日に係る記録を同年4月28日とすることが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年2月22日から同年4月28日まで

私は、昭和23年2月にA社B事業所（現在は、C社）に入社した。

当時、私は、D市内の兄の家に住んでおり、E市にあった事業所までの通勤が大変だったことから、寮を完備した別の転職先を探していた。

しばらくして転職先が見つかったので、A社B事業所を辞め、1日も空けずにF社G工場に転職した。A社B事業所に勤務していたのは短い期間だったが、厚生年金保険の加入記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA社B事業所に勤務していた時のことを詳細に記憶していることから、申立期間において、当該事業所に勤務していたことが推認できる。

また、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同姓同名で生年月日が一致する被保険者の記録が確認でき、申立期間とも合致することから、当該未統合記録は申立人の厚生年金保険被保険者記録であることが認められる。

一方、当該未統合記録については、A社B事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日（昭和23年2月22日）の記載はあるが、同資格喪失日に係る記載が無い。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても、上記被保険者名簿と同様に、被保険者資格取得日に係る記録はあるが、同資格喪失日に係る記載は無い上、同台帳には、「調査必要 喪失日なし」の記載がある。

しかしながら、i) 申立人のA社B事業所を退職した際の具体的な供述内容に信ぴょう性が認められること、ii) オンライン記録により、申立人が昭和23年4月28日にF社G工場において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから判断すると、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同年4月28日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から、600円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する平成元年7月1日に、厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月30日から同年7月1日まで
年金記録によると、A社(現在は、B社)C支店の資格喪失日は平成元年6月30日となっているが、私が保管しているA社厚生年金基金未裁定年金待機開始通知書によると、加入員資格喪失日は、「64年7月1日」と記載されているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社厚生年金基金の加入記録、B社から提出された社員台帳及び雇用保険の記録等から、申立人は申立期間にA社C支店に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録では、申立人のA社C支店に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成元年6月30日となっているが、申立人が保管するA社厚生年金基金未裁定年金待機開始通知書及びB社厚生年金基金の厚生年金基金加入員台帳によると、申立人のA社C支店に係る資格喪失日は同年7月1日であることが確認できる上、B社は、「申立期間当時、A社では複写式の届出用紙を使用していた。」と回答していることから、厚生年金基金に提出したものと同一のものを社会保険事務所に届け出たものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が平成元年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の記録及び申立人のA社C支店に係る平成元年6月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年8月17日から39年1月26日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を同年1月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年6月16日から38年1月15日まで
② 昭和38年8月17日から39年1月26日まで

私は、昭和37年6月16日にA事業所に入社し、事業所が閉鎖となった39年1月末に退職するまでの間、継続して勤務していたが、一部の期間に係る厚生年金保険被保険者記録はあるものの、申立期間に係る同記録は無いとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和37年6月16日から39年1月26日までの間、A事業所に継続して勤務していた。」と主張しているところ、オンライン記録によると、38年1月15日から同年8月17日までの厚生年金保険被保険者記録しか確認できない。

しかしながら、申立期間②について、A事業所の複数の元従業員は、「申立人は、同事業所が閉鎖になるまで一緒に勤務していた。」と証言している上、オンライン記録によると、申立人の申立期間②に係る勤務を証言している上記の元従業員の同事業所に係る被保険者記録は、昭和39年1月26日まで確認できる。

また、A事業所の元従業員が記憶する当該事業所における自身が従事したと記憶する業務内容と申立人が供述する業務内容は同種のものである上、元従業

員からは、申立期間②において、申立人の勤務形態が変わった等厚生年金保険の被保険者資格の喪失をうかがわせる証言は得られない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA事業所に係る昭和38年7月の社会保険事務所（当時）の記録から9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所は既に適用事業所ではなく、当時の事業主は既に死亡していることから、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に死亡している上、同事業所の元従業員からも、申立人の勤務の開始時期を特定する証言は得られず、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和37年3月1日に33人が被保険者資格を取得した後、申立期間①において被保険者資格を取得している者は確認できない。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、健康保険の番号34番から申立人の同番号*番を含む43番までのうち、37番を除く、9人が連番の厚生年金保険番号により資格を取得しており、次の健康保険の番号44番から49番までも同様に厚生年金保険番号が連番であることから、当該事業所においては、一定の期間に採用した従業員をまとめて厚生年金保険に加入させていたことがうかがわれる。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和18年4月4日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所(当時)に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は20年8月25日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和18年4月から同年12月までは20円、19年1月から同年10月までは30円、同年11月から20年7月までは40円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月4日から20年8月25日まで

私は、尋常高等小学校を卒業した昭和18年4月から、3人の同級生と一緒に終戦の20年8月までA社B製造所に勤めており、同級生には厚生年金保険被保険者記録があるにもかかわらず、私には無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間についてA社B製造所に継続して勤務していた。」と主張しているところ、同製造所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、資格喪失日の記載が無いものの、申立人は、昭和18年4月4日に被保険者資格を取得していることは確認できる。

また、A社が保管する厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の氏名が確認できる上、同社は、「当社が保管する同名簿に記載している従業員は、昭和20年8月25日まで厚生年金保険に加入させていた。」と回答している。

さらに、A社B製造所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が記憶する同期入社元同僚3人も申立人と同様に昭和18年4月4日の被保険者資格取得日は確認できるものの、資格喪失日は空欄で確認できないが、元同僚3人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、20年8月25日の資格喪失日の記載が確認できる。

加えて、元同僚3人は、「学校の紹介で4人一緒に入社し、職場は異なっていたが、終戦により退職するまで勤務していた。」と証言しており、そのうちの一人は、「退職後に会社から昭和20年8月25日退職の通知が届いた。」と証言している。

これらのことから、申立人のA社B製造所に係る資格喪失日は昭和20年8月25日であると推認できる。

これらを総合的に判断すると、A社B製造所に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、事業主は、申立人が昭和18年4月4日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は20年8月25日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該被保険者名簿から確認できる標準報酬月額等級の記載から、昭和18年4月から同年12月までは20円、19年1月から同年10月までは30円、同年11月から20年7月までは40円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から56年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から56年9月まで

私は、昭和54年3月に大学を卒業し、同年4月にA市役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後は、銀行の口座振替により国民年金保険料を納付してきた。

年金記録を確認したところ、昭和58年に国民年金に加入し、さかのぼって保険料を納めたこととされており、納付できないので第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年4月にA市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は58年11月7日に払い出されていることが確認でき、申立人が主張する加入時期と相違する上、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、A市が保管する国民年金被保険者資格取得・喪失届によると、申立人は、昭和58年11月30日に国民年金の加入手続を行い、54年4月1日にさかのぼって資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は、加入当初から口座振替で国民年金保険料を納付しており、さかのぼって保険料を納めたことは無いとしているところ、上記資格取得・喪失届によると、昭和56年10月から58年12月までの期間の納付書が発行された記録がある上、59年1月から口座振替で取り扱うことが記載されており、その記載内容に不自然な点はうかがえない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付して

いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年7月から10年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月から10年7月まで

私は、平成9年8月ごろに、A市役所で厚生年金保険から国民年金に切り替える手続を行った。いつ、いくら納付したのかは覚えていないが、保険料をまとめて納付すると少し安いので、銀行で何回かに分けて納付し、領収書を受け取ったが、現在は所持していない。毎月振り込まれていた雇用保険の基本手当の額を見ながら、その手当や貯金から納付していたのに、未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年8月ごろに、A市役所で厚生年金保険から国民年金に切り替える手続を行ったと主張しているが、オンライン記録では、申立期間は未加入期間と記録されていることが確認できる上、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付時期及び納付金額についての記憶が無い。

また、オンライン記録によると、申立人が平成9年7月1日に厚生年金保険の資格を喪失したことに伴う国民年金の加入手続を行っていなかったため、申立人は、11年8月24日に、社会保険事務所（当時）で作成された「未加入期間国年適用勧奨」の未適用者一覧表の対象者とされていることが確認できることから、同日時点においても、当該期間は未加入期間であったことが確認でき、申立人が、当該期間に係る国民年金の加入手続を適正に行っていた状況はうかがえない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1943

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から44年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年12月から44年9月まで
私の父親はきちんとした性格で、私のために昭和43年から国民年金保険料を納めてくれていたのだと思う。「おまえの年金はちゃんと掛けているから。」と言われたことも覚えている。
ねんきん特別便で記録を確認したところ、1年近くの保険料が未納とされていることが分かった。当時の父親は固い商売をしており、年金を払うお金に困っていたわけでもないのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年ごろに、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は52年12月に国民年金に任意加入したことに伴い、53年2月に払い出されていることが確認でき、申立人の主張する加入時期と相違する上、それ以前に上記とは別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間について、申立人が昭和52年12月に任意加入した際、行政側において、申立人の通算対象期間となる大学生及び厚生年金保険被保険者の被扶養配偶者期間を確定させるために、通算対象期間に該当しない申立期間について、さかのぼって資格を取得させ未納期間とした状況がうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間当時の保険料納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付してくれていたとする申立人の父親は既に死亡していることから、当時の状況が確認できない上、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1944

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月から54年3月まで

私は、高校を卒業後、A市において住み込みで働いており、20歳になった時、B町（現在は、C市）の実家に国民年金の加入案内が来たので、私と両親は加入したほうが良いと考え、昭和50年4月に、A市役所で同市への転入手続と国民年金の加入手続を行った。

初回の支払いは、A市役所で行ったかもしれないが、それ以降は、勤務先に出入りしていたD銀行E支店の渉外係の行員又は同支店の窓口若しくはA市役所で、郵送されてきた納付書により毎月保険料を納付し、何年か経過して、時期は不明だが口座振替の案内が来たので、当該支店から口座振替で保険料を納付していたのに、申立期間が未納とされており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年4月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は54年8月10日に払い出されていることが確認でき、オンライン記録によると、申立人の同手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の加入状況から、申立人は、同年10月ごろに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立人が主張する加入時期と相違する上、申立人に対して、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、上記払出しの時点では、申立期間のうち昭和50年3月から52年6月までの期間について、時効により保険料を納付することができない。

さらに、B町の国民年金被保険者名簿の記載によると、同町において昭和56年5月6日に、申立期間が未納である上、申立期間直後の54年4月から56年3月までの期間については、A市役所で納付していることの確認を、同市役

所に対して電話で行っていることが確認できる。

加えて、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から49年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から49年5月まで

私は、当時婚姻していた妻が長男の妊娠中に、国民健康保険と国民年金に加入した。その妻が保険料を納付していて、私だけが免除のままにされているのは考えられず、不自然である。古いことなので何の証拠も無いが、記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は申立人の元妻が納付してくれていたと主張しているところ、オンライン記録によると、その元妻は、自身の当該期間の保険料を複数回に分けて追納していることが確認できるものの、同様に納付してくれていたとする納付記録が、申立人のみ複数回も欠落するとは考え難い。

また、申立人は、申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、納付してくれていたとするその元妻から聞き取りが行えないため、具体的な納付状況が不明である。

さらに、オンライン記録によると、申立期間直後の昭和49年6月に厚生年金保険に加入したことに伴う国民年金の資格喪失記録が、平成10年12月1日に追加登録されていることが確認できるところ、仮に申立期間を含め、元妻と同様に昭和49年度の国民年金保険料を追納していた場合、昭和49年6月から50年3月までの保険料が還付されることとなるが、その還付記録が確認できない上、申立人の元妻が追納を行っている55年から56年に、昭和49年度の保険料を追納するため社会保険事務所（当時）等で相談していたとすると、昭和49年6月の国民年金の資格喪失に係る届出を行っていたものと考えられるが、上記のとおり、当時においては資格喪失の届出が行われていなかったこと

が確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年12月までの期間、39年3月及び40年10月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年12月まで
② 昭和39年3月
③ 昭和40年10月から41年3月まで

私は、「ねんきん特別便」が届いたので、社会保険事務所（当時）に赴いて年金記録の照会を行ったところ、申立期間①から③までの期間が未納と回答された。

国民年金については、将来のことを考えて、昭和36年4月の国民年金制度創設当初から加入して、集金人に保険料を納付している上、国民年金の切替への届出も適正に行っている記憶があるにもかかわらず、未納とされている記録に納得できないので第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度創設当初から国民年金に加入し、以降、国民年金に係る届出も適正に行ったと主張しているが、オンライン記録によると、申立期間①及び②の間の厚生年金保険加入に伴う国民年金の資格記録は、平成6年9月9日に追加登録されている上、申立期間③直前の厚生年金保険の資格喪失に伴う国民年金の資格取得日についても、当初、昭和40年12月25日と記録されていたところ、平成6年9月9日に、昭和40年10月1日に訂正されていることが確認できることから、申立人が申立期間の国民年金に係る届出を適正に行っていた状況はうかがえない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年1月19日までに旧姓で3つ（(i)36年2月27日、(ii)39年12月24日、(iii)40年1月19日）払い出されているが、同払出簿によると、

3つの同手帳記号番号は、上記(ii)に払い出された手帳記号番号に整理統合及び重複取消されていることが確認できる。ところが、当該手帳記号番号の国民年金被保険者台帳によると、申立期間①及び②を含む36年4月から39年3月までの期間が未納と記録されている上、40年2月13日に国民年金の資格を喪失して以降の記録が無いことが確認できる。

さらに、上記払出簿によると、申立人に対して上記とは別の国民年金手帳記号番号(iv)が昭和41年9月1日に払い出されていることが確認できる。ところが、申立人は、当該記号番号が記載された国民年金手帳を所持しており、当該手帳は同日に発行されていることが確認できることから、申立期間③は当該(iv)の記号番号が払い出された時点において過年度納付が可能な期間であるが、申立人は、申立期間の国民年金保険料は集金人に納付したとしており、A市によると、集金人は過年度保険料の収納は取り扱っていなかったとしている。

加えて、前述のとおり、申立人に対して4つの国民年金手帳記号番号を払い出すなど、行政側において不適切な事務の取扱いがうかがえるものの、上記内容を踏まえると、当該事情をもって直ちに申立期間の国民年金保険料の納付があったものとするのは困難である上、申立人が、申立期間①から③までの保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から③までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1947

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月から48年3月まで

私は、結婚後の昭和48年ごろにA市役所B支所に赴き、国民年金に加入した。当時は、商店を経営しており、忙しかったため納付できない時期もあったが、51年前後に、それまでの未納期間をさかのぼって納めることができる納付書が送られてきたので、C銀行（当時）D支店で20万円前後の国民年金保険料を納めた。

ところが「ねんきん特別便」を見ると、まとめて支払った部分の記録が未納とされており、納付できないので第三者委員会へ申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年ごろに国民年金の加入手続を行い、51年前後に、それまで未納だった期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、51年1月7日に夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、申立人の同手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の加入状況から、申立人及びその夫は、同日に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、この時点では、第2回特例納付の実施時期（49年1月から50年12月まで）ではなく、申立期間の保険料の納付を行うことはできない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に当たり、未納期間をさかのぼって納めることができる納付書が送られてきたとしているところ、国民年金被保険者台帳及びA市の被保険者名簿によると、申立人は、申立期間直後の昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料を51年3月に夫婦共に過年度納付していることが確認できるものの、申立期間については未納期間と記録されている上、申立人は、申立期間の国民年金保険料として20万円前後

を納付したとしているところ、第2回特例納付で申立期間の保険料を納付した場合の合計額は6万2,100円(900円×69月)、第3回特例納付で納付した場合の合計額は27万6,000円(4,000円×69月)となり、申立人の主張する金額と相違しているなど、申立人が特例納付を行った事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 4 月 1 日から同年 10 月 29 日まで
② 昭和 28 年 11 月 1 日から 29 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 30 年 1 月 15 日から同年 5 月 31 日まで
④ 昭和 31 年 8 月 1 日から 32 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 26 年 4 月ごろに公共職業安定所の紹介により、A社に入社し、次の勤務先であったB社に入社するまでの間、A社に勤務したが、入社したころの厚生年金保険被保険者期間が無いとされており、納得できない。

また、昭和 28 年 11 月 1 日から 30 年 5 月末ごろまでの期間においては、公共職業安定所の紹介により、C事業所に勤務したが、29 年 4 月 1 日から 30 年 1 月 15 日までの記録しかないことに納得できない。

さらに、昭和 31 年 8 月から 32 年 8 月までの期間においては、D社に勤務していた知人の紹介により、同社で勤務したが、厚生年金保険被保険者記録が 1 か月しかないことに納得できない。

なお、A社及びC事業所においては、夜間高校に通学しながら勤務していた。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和 26 年 4 月ごろからA社に勤務した。」と主張しているが、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主の連絡先も不明であるため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①に被保険者資格を有する元従業員二人を把握し聞き取りを行ったところ、「同社には見習い期間があり、当該期間については厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と証言している上、二人のうちの一人名は、「申立人が中学校を卒業後勤務したのであれば、見習い期間であったと思う。」と証言している。

さらに、上記の被保険者名簿によると、申立人は、昭和 26 年 10 月 29 日

に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）にも同様の記載が確認できる。

- 2 申立期間②及び③について、申立人は、「当該期間についてもC事業所に勤務した。」と主張しているが、同事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主の連絡先も不明であるため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間②に被保険者資格を有する、申立人が記憶する元同僚一人を把握し、聞き取りを行ったところ、同人は、「当該事業所では約半年間見習い期間があり、当該期間については健康保険及び厚生年金保険には加入していなかったと記憶しているが、申立人の記憶は無い。」と証言している。

さらに、上記の被保険者名簿により、昭和30年6月2日にC事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員は、「私は同年4月から勤務しており、勤務期間と厚生年金保険の記録は一致していないが、申立人の記憶は無い。」と証言している。

加えて、上記の被保険者名簿によると、申立人は、昭和29年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、30年1月15日に同資格を喪失していることが確認できる上、申立人の旧台帳にも同様の記載が確認できる。

- 3 申立期間④について、申立人は、「昭和31年8月1日からD社に勤務した。」と主張しているところ、同社の元従業員の証言により、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間④に被保険者資格を取得している元従業員9人（上記の元従業員を含む。）を把握し聞き取りを行ったところ、当時事務担当者であったとする元従業員は、「同社には試用期間があり、当該期間については健康保険及び厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言している上、同名簿によると、昭和32年8月1日に申立人を含む13人が同日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

- 4 このほか、申立人が申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年2月から同年12月まで
② 昭和24年1月から同年7月まで

私は、公共職業安定所の紹介で、申立期間①はA社に、申立期間②はB社に勤務しており、私は、両社とも正社員であったはずである。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は「昭和23年2月から同年12月まで、A社で正社員として勤務していた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立期間①当時、A社という名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらず、類似する名称のC社(後に(有)C社を経て、(株)C社に名称変更)が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できるものの、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該事業所に申立人の勤務実態等について確認することができない。

また、申立人は元同僚4人の名前を記憶しているものの、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)にも、申立人及び当該元同僚4人の被保険者記録は見当たらない上、申立期間①当時に被保険者資格を有する元従業員のうち、連絡先の判明した4人は、いずれも「申立人のことは知らない。」と供述している。

さらに、申立人は、「申立てに係る事業所には1回しか勤務しておらず、再入社はしていない。」と供述しているところ、(有)C社に係る被保険者名簿によると、申立人が昭和31年11月27日に被保険者資格を取得し、32年8月11日に同資格を喪失していることが確認できる上、申立人が記憶する元

同僚4人のうち3人の被保険者記録も確認できる。

加えて、申立人は、「当該事業所の従業員数は100人以上だった。D製品をEで加工していた。」と供述しているところ、C社の被保険者名簿によると、申立期間①当時の被保険者は約10人である上、元従業員は、「申立期間①当時の従業員数はせいぜい20人だったが、31年ごろなら100人くらいだった。また、D製品は、申立期間①当時はEで加工する工程は無かったが、31年ごろはEで加工していた。」と証言しており、申立期間①当時に勤務していたとする申立人の供述内容と一致しない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「昭和24年1月から同年7月までB社で正社員として勤務していた。」と主張しており、当該事業所の社長及び一緒に勤務していた社長の息子の氏名を記憶しているところ、類似する名称のF社（後にG社に名称変更）の被保険者名簿において、当該社長及びその息子の被保険者記録が確認できることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和24年7月15日であり、申立期間②のほぼ全期間は、同社が適用事業所となる前の期間である。

また、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人が記憶する申立期間②当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び保険料控除等について確認することができない。

さらに、申立人が一緒に勤務したとする事業主の息子及び申立人が事務担当者だったと記憶する事業主の娘は、いずれも「申立人を知らない。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

加えて、F社及びG社に係る被保険者名簿に、申立人の氏名は無い上、健康保険の番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月30日から同年8月2日まで

私は、船員手帳ではA社に昭和27年7月30日雇入れとあるが、船員保険については同年8月2日の資格取得となっており、納得できない。この期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳によると、昭和27年7月30日にA社のB丸に実習生として雇入れされたことが確認できる上、C学校は、「申立人の考課表に、申立人がA社に実習生として同日に入社したと記録されている。」と回答していることから、申立人が、申立期間において、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社では、「当社が保管する退職船員名簿によると、申立人の入社日は昭和27年7月31日と記載されているが、このほかに申立人に係る資料は保管していないため、申立人の船員保険の加入及び保険料控除については不明である。」と回答している。

また、申立人は、申立期間当時の同僚として、B丸の船長及び上司だった乗組員の名前を記憶しているが、船長は既に死亡している上、当該乗組員は「申立人がA丸に乗っていたことは覚えているが、その期間は覚えていない。」と回答しており、申立人の勤務実態及び船員保険の加入等に係る証言が得られない。

さらに、A社に係る船員保険被保険者名簿及び申立人に係る船員保険被保険者台帳に記載されている申立人の資格取得日は、いずれも昭和27年8月2日であり、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月 21 日から同年 10 月 1 日まで
私は、昭和 63 年 8 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間、A社で勤務し、給料から厚生年金保険料が控除されていた。給与支払明細書には、63 年 8 月と 9 月の保険料控除が記載されている。審議をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているA社の給与支払明細書により、申立人は、昭和 63 年 9 月及び同年 10 月の給与から、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立人が所持する給与明細書から、i) 当該事業所の給料は、15 日締め当月 25 日払いであること、ii) 保険料は翌月控除であること、iii) 申立人は時給制で 1 日 8 時間勤務していたことが確認できる。

しかし、昭和 63 年 10 月の給与支払明細書（給与対象期間は、同年 9 月 16 日から 10 月 15 日まで）によると、申立人の出勤日数は 5 日と記載されている上、申立人は、「同年 9 月については、月末の 30 日まで継続して出勤していたわけではなかった。」と供述している。

また、申立人は、「当時は、月途中の退職であっても、月末退職として取り扱っていたのが一般企業の慣行であった。」と主張しているところ、申立人の給与体系は月給定額制では無く、時給制である上、申立人と同じく昭和 63 年 8 月 1 日に資格を取得した元同僚 18 人の資格喪失日を調査したところ、月末退職になっている被保険者はいない。

さらに、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、昭和 63 年 8 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 9 月 20 日に離職した旨の記録が確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、申立てに係る事業所に在籍していなかったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 8 月から 39 年 10 月までのうち 1 年間
② 昭和 36 年 8 月から 39 年 10 月までのうち 2 か月間

私は、A社を退職後の昭和 36 年 8 月から 39 年 10 月までの間で、期間の特定はできないが、B社において 1 年間（申立期間①）、C社において 2 か月間（申立期間②）勤務していたと記憶しているが、両事業所で勤務した期間の厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和 36 年 8 月から 39 年 10 月までの期間のうち 1 年間、B社で継続して勤務していた。」と主張している。

しかしながら、B社の現在の事業主は、「申立人の記憶は無く、当時の書類は廃棄済みであり、当時の事業主だった父親も既に死亡しているため、申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況は分からない。」と回答している。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間①当時に被保険者資格を有し連絡先が判明した元従業員 11 人に照会したところ、回答のあった 9 人全員が申立人を記憶していない旨の回答をしており、申立人の勤務実態に関する証言が得られない。

さらに、上記の被保険者原票において、申立期間に申立人の氏名は確認できない上、健康保険番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

加えて、上記の現在の事業主は、「申立期間①当時、アルバイトや下請けの従業員がいたが、正社員以外の従業員は厚生年金保険に加入していなかった。」と回答している。

2 申立期間②について、申立人は、「昭和 36 年 8 月から 39 年 10 月までの期間のうち 2 か月間、C社で継続して勤務していた。」と主張している。

しかしながら、所在地を管轄する法務局においてC社に係る商業登記は見

当たらない上、D図書館が保管する昭和36年から39年ごろまでの地図を確認しても、E市内においてC社という名称の事業所は見当たらない。

また、申立人は、当該事業所の事業主及び同僚の氏名を記憶していないため、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

さらに、日本年金機構F事務センターでは、「C社については厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。」としている。

なお、オンライン記録によると、C社と類似する名称のG社がH市において厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるところ、同社は、「昭和36年ごろから39年ごろにかけてE市I町にE営業所があり、厚生年金保険には本社で一括加入していた。」と回答している。

しかし、G社では、「申立人が勤務していたことを示す資料は見当たらない。」と回答している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立期間当時に被保険者資格を有する元従業員のうち連絡先が判明した12人に照会したところ、同社E営業所で勤務したとする2人を含む回答のあった8人全員が「申立人を知らない。」と回答していることから、申立人の勤務実態について確認することができない上、このうち同営業所で勤務した二人は「C社のことは知らない。」と証言している。

また、G社では、「申立期間②当時、厚生年金保険に加入しない試用期間があった。」と回答しているところ、同社H本社で勤務したとする元従業員も「入社後2か月間は試用期間があり、厚生年金保険の記録が無い。」と証言している。

さらに、G社に係る被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は確認できない上、同名簿の健康保険番号に欠番は無く、記録に不自然な点は見当たらない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 2374

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 10 月 1 日から 20 年 2 月 1 日まで

私は、平成 15 年 10 月から 20 年 1 月まで A 社に勤務していた。給与明細書に記載されていないが、通勤手当が現物（定期券）で支給されていたにもかかわらず、3 か月定期で約 9 万 2,000 円が標準報酬月額に含まれていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「通勤手当が現物（定期券）で支給されていたにもかかわらず、3 か月定期で約 9 万 2,000 円が標準報酬月額に含まれていないことに納得できない。」として申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てている。

このことについて、A 社は、「申立人は、遠距離通勤で交通費が高かったため、3 か月定期のほうが交通費を安くできるため、申立人が定期券を購入し、その代金を給与とは別に現金で渡していた。そのため標準報酬月額の届出において交通費を含まないまま届け出たものと考えられる。」と回答している。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定しこれに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A 社が保管する賃金台帳及び申立人が所持する給与明細書によると、申立期間においては、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を下回っている又は一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 6 月 1 日から 52 年 5 月 18 日まで

私は、昭和 49 年 3 月 1 日にA社（後に、B社）に入社し、平成 5 年 12 月 28 日に退職するまでの間、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者資格が欠落しており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 49 年 3 月 1 日にA社に入社し、平成 5 年 12 月 28 日に退職するまでの間、継続して勤務していた。」と主張しているところ、雇用保険の被保険者記録により、申立人は申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は高齢のため、聞き取りを行うことができず、事業主の親族は、「当時の資料は残っていないが、申立人は、申立期間には家族でC地に駐在しており、国内での給与の支払が無かったためではないか。」と証言している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間に被保険者資格を有する元従業員 7 人を把握し聞き取りを行ったところ、6 人からは申立人を記憶している旨の証言は得られたものの、申立期間について、そのうちの二人は、上記の事業主の親族と同様に「申立人は、C地で勤務していた。」と証言している上、当時同社において社会保険関係の事務を担当していたとする元従業員は既に死亡しているため、申立人の厚生年金保険料控除の有無等について確認することができない。

さらに、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和 51 年 6 月 1 日に被保険者資格を喪失し、52 年 5 月 18 日に同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号により再度同資格を取得していることが確認で

きる上、当該原票の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。